

電気工事士等でなければ従事できない電気工事の作業（電気工事士法施行規則第2条第1項）

1. 電線相互を接続する作業（電気さく（定格一次電圧三百ボルト以下であつて感電により人体に危害を及ぼすおそれがないように出力電流を制限することができる電気さく用電源装置から電気を供給されるものに限る。以下同じ。）の電線を接続するものを除く。）
2. がいしに電線（電気さくの電線及びそれに接続する電線を除く。八、二及び十において同じ。）を取り付け、又はこれを取り外す作業
3. 電線を直接造営材その他の物件（がいしを除く。）に取り付け、又はこれを取り外す作業
4. 電線管、線樋び、ダクトその他これらに類する物に電線を収める作業
5. 配線器具を造営材その他の物件に取り付け、若しくはこれを取り外し、又はこれに電線を接続する作業（露出型点滅器又は露出型コンセントを取り換える作業を除く。）
6. 電線管を曲げ、若しくはねじ切りし、又は電線管相互若しくは電線管とボックスその他の附属品とを接続する作業
7. 金属製のボックスを造営材その他の物件に取り付け、又はこれを取り外す作業
8. 電線、電線管、線樋び、ダクトその他これらに類する物が造営材を貫通する部分に金属製の防護装置を取り付け、又はこれを取り外す作業
9. 金属製の電線管、線樋び、ダクトその他これらに類する物又はこれらの附属品を、建造物のメタルラス張り、ワイヤラス張り又は金属板張りの部分に取り付け、又はこれらを取り外す作業
10. 配電盤を造営材に取り付け、又はこれを取り外す作業
11. 接地線（電気さくを使用するためのものを除く。以下この条において同じ。）を自家用電気工作物（自家用電気工作物のうち最大電力五百キロワット未満の需要設備において設置される電気機器であつて電圧六百ボルト以下で使用するものを除く。）に取り付け、若しくはこれを取り外し、接地線相互若しくは接地線と接地極（電気さくを使用するためのものを除く。以下この条において同じ。）とを接続し、又は接地極を地面に埋設する作業
12. 電圧六百ボルトを超えて使用する電気機器に電線を接続する作業

電気工事だが、電気工事士等資格がなくてもできる作業（同規則第2条第2項、第2条の2）

- ① 上記、1. ～ 12 で定める作業以外の作業
- ② 電気工事士や特殊電気工事資格者が従事する作業を補助する作業